

武蔵野市パートナーシップ制度導入に対するパブリックコメント

| 論点 | ご質問・ご意見 | 審議会取扱方針 | 種別 |
|---------------------|--|---|---------------|
| 論点2-1 制度の 種類 | 「申請者 2 人が、パートナーシップ関係を市長に対して宣誓(宣誓書を提出)し」とあるが、「市長」ではなく「市」とするか、主語を消したほうがよいと思う。他自治体の書き方を参考にしたり、結局は市長名での受理となるから「市長」としたのかもしれないが、余計な邪推が入り制度全体に影響を及ぼすのは、審議会のみなさまも本意ではないと思う。 | ○市の手続きは、市長に対して市に届け出をするものと認識していますが、わかりやすい文言については精査します。 | パブリック コメント |
| 論点2-1 制度の 種類 | 「宣誓書受理証」と「公正証書等受理証」の両方があり、書類提出の要・不要を選択できるのはとても良いと思う。 | ○ご意見のとおり、審議会でも議論されました。 | パブリック コメント |
| 論点2-1 制度の 種類 | 当初公正証書等を提出しないで「宣誓書受理証」の交付のみだった2人が、後に公正証書等を提出し「公正証書等受理証」の交付に切り替えることができるように希望する。 | ○後から公正証書等を提出し「公正証書等受理証」の交付することも可能な制度設計となっています。 | パブリック コメント |
| 論点2-1 制度の 種類 | 「公正証書等受理証」の場合、申請時の公正証書等の内容を変えた際には、その内容をふまえ「公正証書等受理証」の更新、または「宣誓書受理証」への変更を必須としたほうが、武蔵野市のパートナーシップ制度に対しての信用度が上がると思う。 | ○届け出事項が変更となった場合は、記載事項変更の届け出をする制度設計となっています。 | パブリック コメント |
| 論点2-2 制度の対象 者 | 外国籍であっても対象者になるような記載が欲しい。 | ○外国籍の方も対象になると考えています。 | パブリック コメント |
| 論点3-1 居住地 | 片方もしくは双方が在住であれば同じ住所でなくてもパートナーシップを認めていくのはどうか。今でなくても、今後、制度が知られていくとともに、柔軟に対応していただければと思った。(転勤などの可能性の他に、性的指向や性自認に関わらず、精神面や適性などから人と一緒に住むことが難しいけれども精神的、経済的に家族同然に支え合っているという方も想定されるかと思う。) | ○武蔵野市以外でもパートナーシップ制度がある自治体があります。他の方とパートナー関係にないことが前提にあります。一方が武蔵野市民でない場合、その方が他の人とパートナーシップ制度を結んでいた場合に確認することが不可能です。実効性が高い制度とするため、武蔵野市内に住所を有していることをパートナー関係にあることの要件としています。なお、単身赴任等により、パートナーの一方が転出した場合は、配慮したいと考えています。 | パブリック コメント |
| 論点3-1 居住地 | 説明会に参加させて頂き、市職員の方から福利厚生などを受けられるようにしていくという説明にとっても共感した。 | ○在学・在勤の方を含めることの検討も行いましたが、日常生活において互いに協力し扶助し合う真摯な関係性の2人を支援する目的から、市内に住所 | パブリック コメント |

| 論点 | ご質問・ご意見 | 審議会取扱方針 | 種別 |
|------------------------------|---|--|-----------|
| | 今後は市内の企業に勤務する方も配偶者慶弔休暇などの福利厚生が受けられるよう、市内在勤の方も視野に入れて頂けたらと思った。 | を有する、または有する予定であることを要件としました。市の制度としての信頼性、実効性も配慮してこのようになっています。 | |
| 論点3-2 その他に要件を定めるか | 「近親者でないこと」とあるが、他自治体の同様の例では「養親子関係を除く」や「養子縁組している場合は宣誓可能です」のように但し書きがあるところがある。 | ○婚姻に近い関係性の2人を対象にする制度ということで、民法上婚姻できない関係性の方はパートナーとして認めないという考え方です。 | パブリックコメント |
| 論点3-2 その他に要件を定めるか | 同性間の場合においては「近親者でないこと」が条件に含まれるのはおかしい。そもそも「武蔵野市パートナーシップ制度」は現在の民法でフォローできていない穴を埋める意義もあるのではないか。異性間の近親者については妊娠時の遺伝的問題の観点から申請を受け付けないのは筋が通るが、現在の医学では妊娠の可能性がない同性の2人については申請を受け付けない理由がないと思う。 | ○性別等に関わらずというところから、事実婚の方たちも念頭において議論してきました。まずはこうした形で制度をスタートさせたいと考えています。先行自治体の多くで近親者でないことを条件にしているのは、近親者の場合、関係性が保障されており、病院で面会や病状説明が可能である等、制度の必要性が低いからだと考えます。 | パブリックコメント |
| 論点4-1 提出書類 | 意見交換会であった、外国籍市民間のパートナーシップについて「国によっては同性婚ができない場合がある。その場合、独身証明となる書類を入手する事も難しいため配慮が必要」という意見に同意する。この場合は、受理証の裏面に独身証明取得が困難である事情を記載することを条件に受理するなど、個々の事情を配慮した制度であってほしい。 | ○ご意見を承り、市に引き継ぎます。 | パブリックコメント |
| 論点4-2 通称使用の可否 | 通称を使用できることは非常によいと思う。 | ○ご意見のとおり、審議会でも議論されました。 | パブリックコメント |
| 論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法 | 婚姻と違う受理方法や、どの程度の届け出があるかの予測が難しいであろうことから事前予約制なのは仕方ないが、届け出先を男女平等推進センターに限定するのは差別的に映る。男女平等推進センターの所属と同じ部なのだから、婚姻届と同様に、市役所の市民課での受理はできないか。同じ部なのに連携がとれないのはおかしな話だと思う。もし「人目が気になる」などの事情がある場合にだけ、男女平等推進センターでの受理にするなどの配慮をすればいいのではないか。 | ○戸籍の届出ではなく、パートナーシップ宣誓書受理証を作成するのは男女平等推進センターです。まずは、相談体制が整い、プライバシーに配慮され、土日を含む夜間 10 時まで開館している同センターで受け付ける形にしていますが、受け承ったご意見については、市に引き継ぎます。 | パブリックコメント |

| 論点 | ご質問・ご意見 | 審議会取扱方針 | 種別 |
|------------------------------|--|--|-----------|
| 論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法 | 事前予約で、二人で届ける事が基本である時に、他者に聞こえる場所での手続きはしないよう配慮が必要と感じる。現在男女平等推進センターに相談室等の個室があるのか。なければ、準備をお願いしたい。 | ○男女平等推進センターには、プライバシーに配慮した相談室があるので、そこで対応します。 | パブリックコメント |
| 論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法 | 「市長に対し宣誓を行う」とあるが、「市長」ではなく「市」とするか、主語を消したほうがよいと思う。理由は論点 2 2-1 でも指摘したことと同様の理由である。 | ○市の手続きは、市長に対して市に届け出をするものと認識していますが、わかりやすい文言については精査します。 | パブリックコメント |
| 論点4-6 紛失・届出事項変更時の届出 | 届出事項変更時の届け出は1人では不可、または届け出人ではないもう1名の確認が取れてからの変更受理とすべきだ。届け出人でない1名が不利益を被らないために必要と考えるためである。「パートナー2名揃っての届け出の場合即時受理、1名の場合はもう1名の確認が取れてからの受理」としてはどうか。 | ○届出書は、自署を想定しています。また、記載事項の想定は、住所の変更、通称名の使用開始等、実態に即した内容を反映することを目的としています。 | パブリックコメント |
| 論点5-1 宣誓書等の保存期間 | 趣旨説明に「宣誓書は、2人が市長に対し行った宣誓であるため」とあるが、「市長」ではなく「市」としたほうがよいと思う。理由は論点 2-1 で指摘したことと同様の理由である。 | ○市の手続きは、市長に対して市に届け出をするものと認識していますが、わかりやすい文言については精査します。 | パブリックコメント |
| 論点5-1 宣誓書等の保存期間 | こちらは保管期間が切れても有効なのか。30年は短く、婚姻と同じく有効期限は申出がない限り有効で有るべきと感じた。 | ○市の公文書の最長保存期間が30年のため、30年としています。有効期限が30年というのとは異なります。ただし保存期間が30年のため、保存期間経過後には宣誓時の書類が廃棄されます。宣誓書受理証に、保存期間経過後には再度宣誓してもらいたいという旨を入れます。 | パブリックコメント |
| 論点 5-2 パートナー解消時の取扱い | パートナー解消時の届け出は1人では不可、または届け出人ではないもう1名の確認が取れてからの変更受理とすべきだ。届け出人でない1名が不利益を被らないために必要と考えるためである(受理されてから知らされても遅い)。「パートナー2名揃っての届け出の場合即時受理、1名の場合はもう1名の確認が取れてからの受理」としてはどうか。もし、DVなどの事情があり1名での届け出になる場合、届け出者を保護しながらもう1名の確認を取るとか、離 | ○パートナーシップ宣誓書受理証が内縁関係を証明することに使える企業があると聞いています。パートナーシップを結ぶときは、厳密に提出書類を求めています。解消時は届出のみでよいとしています。たとえば婚姻関係でDVがあつてなかなか離婚に応じてくれない場合もあると考え、解消に関しては1人でもよいという議論がされました。 ○日本では離婚は届出のみでできます。制度から2人で届け出ないと抜けられないとすると、すでにパートナー関係が解消しているのに制度自体が実態に | パブリックコメント |

| 論点 | ご質問・ご意見 | 審議会取扱方針 | 種別 |
|--------------------------------|--|---|---------------|
| | 婚調停のような仕組みが必要だと考える。 | 反して続いてしまうことになりかねないので、一方からの届出にせざるを得ないのではないかと考えています。100%受理証を回収することは難しいと考えていますが、回収率を高めるために返信用封筒を送る等、できるだけ返還しやすくする工夫はあってよいと考えています。片方だけが受理証を持っている状態で、実態に反して新規に利用される可能性は比較的低いものと考えています。 | |
| 論点5-3 転出時の取扱い | 「転出時の届け出は1人では不可」であってほしいところだが、武蔵野市民であることを条件にしている制度なので仕方がないと思う。ただし1人での届け出の場合、住民票や戸籍などで「武蔵野市民でなくなった証明」ができることを条件にすべきである。この場合も、もう1人への通知は必要だと思う。 | ○届け出にあたっては、新しい住所を確認できる書類の提出を求めることを想定しています。また、届け出が一人でなされた場合は、届け出があったことを原則として、通知することとしています。 | パブリック コメント |
| 論点5-4 パートナー 死亡時の取扱い | 趣旨説明の「届け出があった場合、受理証の提示は求めるが、心情に配慮し返還については任意とする。」は素晴らしい配慮だと思う。ぜひそうしていただきたい。 | ○ご意見のとおり、審議会でも議論されました。 | パブリック コメント |
| 論点5-5 取消の取扱い | 受理証の交付に使われた「不正な方法」が悪質な場合、対外的な責任において、申請者の公表をすべきだと考える。法に抵触していれば警察に届けるなりするかもしれないが、それが報道で報じられるかどうかは別の話である。市の制度の信頼度を落とさないために必要なことだと思う。 | ○個人情報に配慮することを留意した対応としていきたいと考えています。ご意見としてうけたまわります。 | パブリック コメント |
| 論点6 他の自治体 との相互利用 について | 趣旨説明に「連携する場合、連携する自治体とパートナーシップ制度の要件や記載必要事項等の統一を検討する必要がある。」とあるが、意識が低い方に合わせるのではなく、意識が高い方に合わせ、自治体間で高め合っていくような検討になるよう要望する。 | ○おっしゃる通りであり、後退することがないようにしたいと考えています。 | パブリック コメント |
| その他 | 市内吉祥寺北町に住む者である。武蔵野市パートナーシップ制度にとても期待している。中間のまとめを読み、アウトティングの禁止など、最近あった事例もふまえてよく練られていると感じた。本来なら民法を改正し国ごと変わってほしいが、自治体が先にすすめていくことも社 | ○おっしゃる通りであり、制度導入を目指し検討を進めたいと考えています。 | パブリック コメント |

| 論点 | ご質問・ご意見 | 審議会取扱方針 | 種別 |
|-----|--|--|-----------|
| | <p>会の大きな一歩になると思う。武蔵野市がすべての差別に抗い、すべての人が住みやすい街になることをのぞんでやまない。コロナで社会不安も大きい今、当事者のかたたちには切実な問題だと思う。一日も早く成立することを願っている。</p> | | |
| その他 | <p>性別等にかかわらず多様性を認め合う武蔵野市になってほしい。その為にはパートナーシップ制度は絶対必要である。LGBT の人は結婚するしないを選べず、いろいろな不利益を被っている。私の友人で、FTM(女性として生まれたが心が男性)の人がいて、女性のパートナーと 10 年以上同居してるが、法律上は「友人同士」という形にすぎず生活していく上で一般的な男女の夫婦と違って、いろんな壁があり苦労があると聞いた。LGBT の人、外国籍の人、障害者など、どんな人でも安心して暮らせる武蔵野市になれるよう、お願いしたい。</p> | <p>○おっしゃる通りであり、制度導入を目指し検討を進めたいと考えています。</p> | パブリックコメント |
| その他 | <p>武蔵野において、パートナーシップ制度導入を検討中と伺った。すでに同様の制度を導入済みの中野区民として、おおいに賛同する。アウトティング禁止、通名可が盛り込まれている点も進化している。すでに電話相談も始まっているとのことで、制度を必要としている方々への実効性が高まると感じる。引き続き取組を進めていただけるよう、よろしくお願ひしたい。</p> | <p>○おっしゃる通りであり、制度導入を目指し検討を進めたいと考えています。</p> | パブリックコメント |
| その他 | <p>制度導入に反対の立場である。性のあり方についても多様な生き方は尊重されるべきだが、現状の枠組みの中での対応がよいと思う。渋谷区にてパートナーシップ制度導入が議論されたとき、反対の立場の団体ではあるが、インターネット放送「日本文化チャンネル桜」に、同性愛者の方からの手紙で、自由さえ保証されれば、公の制度にする必要はないという意見も届いているそうである。出典：https://www.nicovideo.jp/watch/so25809274 これまでの枠組みの中での、多様な生き方の尊重には賛成だが、一方で新た</p> | <p>○ご意見としてうけたまわります。</p> | パブリックコメント |

| 論点 | ご質問・ご意見 | 審議会取扱方針 | 種別 |
|------------|---|---|------------------|
| | <p>な制度を作る必要は無いと考えている。</p> | | |
| <p>その他</p> | <p>子育てをしている戸籍上同性のカップルもいることも踏まえ、親も子も安心して過ごせるよう、パートナー間だけでなく、子どもを含む家族の関係性も合わせて証明できるように今後して頂けたらと思う。</p> <p>インターネット開設時、契約者と、回線接続の際の立ち会い人が違う時に双方の関係性を尋ねられ、立ち会ったパートナーが突然のことだったのと、ほとんどカミングアウトしていないため、何と言ったらよいかわからず困ったと聞いた。こんな時に、関係性を証明するものがあればと思ったと聞いている。携帯電話の契約時、パートナーシップ証明書がないと家族として契約できないと言われた。今後、どちらかが急な入院となった場合、家族として扱われるかとても不安である上に、パートナーの家族やまわりの人には男女として認識されており、戸籍の性別はカミングアウトしていないため、緊急時に家族として扱われない場合、自分やパートナーがカミングアウトしたいタイミングではない、意図せぬアウティングにつながってしまう恐れもある。緊急時に関係性を提示できるものがあると、本当に安心だと思う。</p> <p>また、トランスジェンダーや X ジェンダー当事者の方が、入院時や、介護福祉施設に入る際、男性として入院・入所するのか、女性として入院・入所するのかなど、不安を抱えている方は少なくない。健康保険証の表面に記された性別が、見た目の性別と異なることで、身分証の提示がしづらく緊張する場面もある。</p> <p>このように、どの年代にも性的マイノリティの方がいることや、他の障がいや疾患などを抱える LGBTQ 当事者などダブルマイノリティの方々の存在も踏まえ、パートナーシップ制度をきっかけに、性の多様性そのものや、カミングアウトをする・しないという権利、アウティングの起こらないような安心安全な環境づ</p> | <p>○子どもを含む関係性については、今後研究したいと考えています。</p> <p>○ご意見のとおり、制度をつくっても、市民、事業者、市役所が理解していくことが重要であると認識しています。継続的に啓発のための講座や、職員向けに研修を行っていきます。制度導入が決まった場合には、医療・介護・福祉事業者や企業などに広く周知啓発を行っていくこととなります。</p> | <p>パブリックコメント</p> |

| 論点 | ご質問・ご意見 | 審議会取扱方針 | 種別 |
|------------|--|--|-----------------------|
| | <p>くりについても、病院や学校、企業、介護福祉施設や社会福祉施設などに幅広く周知頂き、一緒に考えて頂けたら、大変ありがたい。</p> | | |
| <p>その他</p> | <p>パートナー宣誓した 2 人が子を持つ場合、その子どもを含めた宣誓ができるような制度設計(ファミリーシップ制度など)を要望する。またその場合、子の福祉・権利に配慮した内容となるようお願いしたい(例:法律上の親子関係でない一方にも、「養育者と共に子を監護教育していくこと」を宣誓させる等)。</p> | <p>○パートナーシップ制度は二人の関係を証明するもので、子を含んだ関係性については、今後研究したいと考えています。</p> | <p>パブリック コメント</p> |